

公 示 日：2025年9月17日（水）

調達管理番号：25a00498

国 名：全世界（広域）

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部平和構築室

調 達 件 名：全世界（広域）紛争による危機対応強化に係る支援業務

適用される契約約款：

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：紛争による危機対応強化に係る支援
- （２）格 付：３号
- （３）業務の種類：調査・分析支援業務

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2025年10月下旬から2026年7月下旬
- （２）業務人月：5.4
- （３）業務日数： 調査・分析支援業務 現地業務
94日 21日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
- （２）見 積 書 提 出 部 数：１部
- （３）提 出 期 限：2025年10月1日（水）（12時まで）
- （４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 10 月 10 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （１） 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - （２） 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- （計 100 点）

類似業務経験の分野	平和構築に係る各種調査
対象国及び類似地域	紛争影響国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１） 参加資格のない社等：なし
- （２） 必要予防接種：黄熱の予防接種が推奨されています。

6. 業務の背景

近年、世界的に紛争や政変等による危機が頻発している（2020 年以降のサヘル地域、エチオピア北部、2021 年のミャンマー、アフガニスタン、2022 年のウクライナ、2023 年のスーダン、パレスチナ・ガザ、2024 年のシリア、コンゴ民主共和国東部等）。また、紛争・政変起因の人道危機が長期化している。

JICA は、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳をもって生きる権利が保障された社会づくりを目的とする「人間の安全保障」を組織のミッションに掲げており、人道・開発・平和（HDP）ネクサスを推進する開発機関として、紛争や政変による危機直後から必要な情報収集を行い、開発機関として迅速に平和構築・復旧復興支援に取り組む必要がある。また、近年の紛争の形態の変化（長期化、複雑化）も踏まえると、人間の安全保障の実現には、従来の開発援助の枠組みにとらわれずに、柔軟な検討と対応が求められることがある。近年の世界情勢を踏まえ、紛争や政変等による人道危機について、対応力をより強化する必要がある。

ガバナンス・平和構築部平和構築室では、各国の支援方針を策定・管理する地域部・事務所と協力しつつ、過去の紛争や政変による危機や復旧復興段階における平和構築支援への対応を行ってきており、経験や教訓をとりまとめている。他方、危機状況の複雑化及び長期化を受け、より早期に開発機関が対応を開始、強化することが求められている。そこで、様々な支援のモダリティを活用しながら、危機直後における対応状況の強化とそのための新たなアプローチや手法、そのための体制強化策が必要となっている。

こうした状況から、本業務では、主に、紛争による危機の影響を受けた国・地域において平和構築グローバル・アジェンダの目標・成果に資する取組みを強化するため、大きく①危機発生から概ね 1-2 年以内を想定した初期対応のフェーズ、②より中長期的な復興・開発支援のフェーズの 2 つの段階に分けて、危機状況にある国に対する支援内容を検討・提案・実施促進することとする。現段階では、危機対応の検討が必要な国としてスーダン、アフリカ大湖地域、シリア等を対象とすることを想定しているが、情勢変化に応じて対象国・地域の追加や入れ替えが発生する可能性は想定する。

また、過去の JICA による危機対応の教訓等をふまえ、紛争による危機対応に係る執務参考資料の作成を支援する。

- (2) 我が国及び JICA の協力方針等や課題別事業戦略と本事業の位置づけ
開発協力大綱の 4 つの基本方針の一つとして「新しい時代の人間の安全保障」

が掲げられている。本業務で強化する紛争への危機対応強化は、人間の安全保障の実現のために欠かすことができず、我が国の協力方針に合致している。

人道・開発・平和のネクサス推進による対応強化は、日本政府の難民支援等における基本方針であるとともに、JICA グローバル・アジェンダ「平和構築」においても協力アプローチの一つとして設定している。

以上のことから、本調査は我が国及び JICA の協力方針に合致するものといえる。

7. 業務の内容

本業務は、主に、紛争影響により危機の状況にある国・地域において平和構築グローバル・アジェンダの目標・成果に資する取組みを強化するために必要な調査、具体的な方策について情報収集、知見整理と提案を行うものである。また、過去の経験・教訓や、本業務での危機対応に対する検討の経験をふまえ、紛争等による危機対応に係る執務参考資料案として取りまとめる。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）過去の紛争による危機対応の経験・教訓の整理

JICA では、過去に JICA が紛争影響国・地域で実施してきた協力を通じて蓄積された、事業の形成・実施のための知見を内部執務参考資料案として取りまとめている。

同執務参考資料案では、プロジェクト報告書等の文献から情報や教訓を抽出するとともに、紛争影響国・地域の案件に携わった職員・JICA 関係者へのインタビューを行い、特に以下の点を分かりやすく明示することを念頭に置いて情報を整理している。

- ・ 紛争影響国・地域における案件と通常の案件の違いは何か。
- ・ なぜ通常の案件との違いに配慮する必要があるのか。配慮しないと案件実施にどのような支障が生じるのか、平和構築のインパクトを強めるために配慮すべきこと・取るべきアプローチは何か。
- ・ 通常の案件との違いは、どのようなアプローチにより配慮・対応することができるのか。紛争影響国・地域における案件では、何を追加的に実施する必要があり、準備段階で何を調べればよいのか。
- ・ 紛争影響国・地域における案件の留意事項は何か。

これら過去の執務参考資料を確認し、更新・追加すべき点を洗い出す。その結果を踏まえ、平和構築室関係者と議論し（必要に応じて他部署や事務所関係者への聞き取りも行う）、同執務参考資料を更新するとともに、関係部担当者が参

照可能な簡易なガイドラインにまとめる。

(2) 紛争による危機対応に必要な国（当面想定はスーダン、大湖地域、シリア）
に関する平和構築の観点からの情報収集・分析

紛争による危機対応が必要な国に対して、具体的な支援策を検討するため、平和構築の観点から情報収集・分析を行う。

対象国は、全国・局地的な紛争の発生、あるいは紛争の終結、政治体制の変更（クーデターの発生や民主的体制への移行）等、紛争予防・平和促進の視点を持って対応を検討する必要があるような人道危機を想定。また、人道危機が発生した直後だけでなく、その予兆がある場合や、危機が長期化している中で新たなニーズが、対象国の選定に係る考え方・基準についても整理する。

対象各国・地域において、政治・経済・社会の側面から不平等や疎外といった紛争リスク要因を分析し、JICA 全体の国別・課題別の取組みによって紛争リスクを低減するとともに、強靱な国・社会をつくる取組を推進するための情報収集・分析を行う。事前に収集可能な情報に加え、3 週間程度の現地調査（現時点ではルワンダ、ブルンジ、トルコの 3 か国を想定）による情報収集を想定する。

ア) 平和構築アセスメントの実施

イ) 上記の国に対する他ドナーや国際機関、NGO の事業に係る情報収集・整理

準備業務・現地業務等を通じて他ドナーや国際機関、NGO の事業に係る情報収集、整理、分析を行う。

ウ) 分析結果や収集した情報の取りまとめと整理（報告書の作成、内外勉強会の開催等含む）

(3) 危機対応に必要な国に対する支援策の検討及び案件形成、実施支援

危機下の現場のニーズに迅速に応えつつ、中長期的な協力の検討を早期に始めることを念頭に、上記(1)で対象とした国に対する具体的な支援策を検討し、関係部署との調整を支援する。また、当該分野の実施中案件については、実質的な形成に向けた調整業務を支援する。

なお、危機発生から概ね 1-2 年以内においては、即応案件の形成・実施（機材の供与、小規模な基礎インフラ復旧、NGO との連携による活動、行政官研修・計画策定等）を主眼として検討する。これを超えたより中長期的な復興・開発支援のフェーズにおいては、中長期の協力方針の検討、様々なスキームによる復興・開発支援に係る案件形成・実施を想定しているが、本業務では前者（初期対

応のフェーズにおける即応案件の形成・実施）により重点を置く。

いずれにおいても、日本政府の方針、渡航基準等により大きく影響を受けるため、それらをふまえた実現可能性のある提案となるよう留意する。特に、紛争や政治情勢の変化が起きている国・地域では、治安が不安定・流動的である場合が多く、邦人が渡航できないことも想定して、調査や協力を検討する必要があることに留意（国際機関との連携、NGO の活用、本邦・第三国研修・計画策定支援等）。

（４）経験の取りまとめ

上記（１）での整理・検討結果及び（２）（３）の対応経験をふまえ、紛争による危機対応に係る内部資料の取りまとめや対外発信に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データと和文１部（PDF 及び Word 形式））

2026 年 7 月 31 日（金）までに提出。

各国調査結果、提言内容、業務の中で作成する簡易な執務参考資料（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

業務場所を含む業務環境・機材等は、原則受注者が準備すること。ただし、発注者は受注者に対し以下の業務環境を提供することが可能であるので、受注者による希望もしくはその必要がある場合は、JICA 本部内で業務することを可能とする。その場合の条件などは次のとおり。

業務場所：JICA 本部（千代田区二番町）内に業務機の無償提供

インターネット環境：インターネットへの接続環境は各自で用意する。

コピー機等：コピー、スキャナー、FAX、プリンターは JICA 本部に設置のものを使用可能な環境を提供する。

トルコ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 30,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務はブルンジ、ルワンダは 2025 年 11 月 15 日～11 月 28 日を予定、トルコについては未定です(7 日間程度を想定)。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時に若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括/平和構築 (JICA)

イ) 協力企画 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ルワンダ、トルコ事務所、ブルンジフィールドオフィスによる便宜供与事項は以下のとおりです（変更の可能性あり）。

ア）空 港 送 迎：あり

イ）宿 舎 手 配：あり

ウ）車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ）通 訳 備 上：あり（仏語⇄英語、必要に応じ英語⇄トルコ語）

オ）現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ）執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、jicagp@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック

- ・紛争影響国・地域における支援のためのハンドブック

（JICA 内部執務参考資料）抜粋、目次

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所、ブルンジフィールドオフィス、トルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/2024>

[0308.html](#)

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上